

第2期 せたな町子ども・子育て支援事業計画

《令和2年度～令和6年度》

【概要版】



令和2年3月

せたな町

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行されました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「せたな町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、本年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

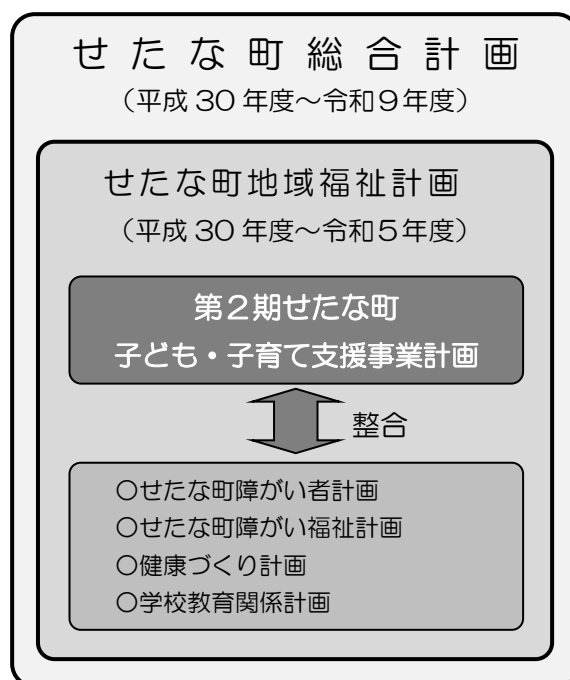
「第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

また、この計画は「せたな町総合計画」を最上位計画とし、町の福祉関係計画等と整合を図ります。

3. 関連計画との関係

本計画は、「せたな町総合計画」及び「せたな町地域福祉計画」を上位計画とし、せたな町における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。



4. 計画の期間

第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

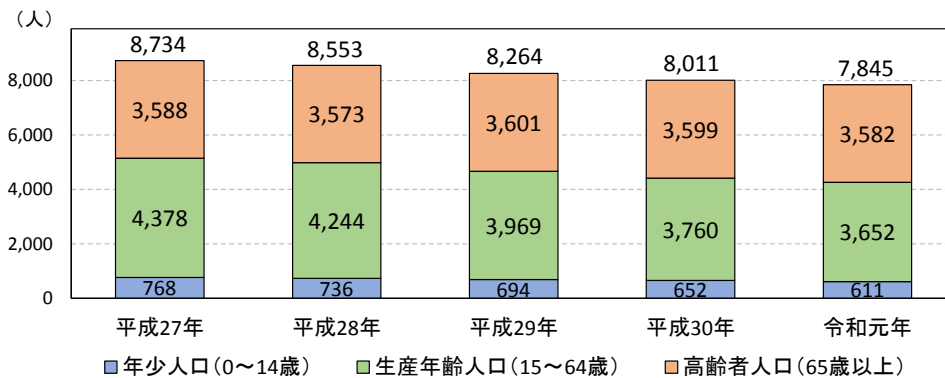
1. 人口の動向

(1) 住民基本台帳に基づく総人口の推移

本町の人口を住民基本台帳で見ると、平成27年の8,734人から減少しており、令和元年は7,845人で889人（10.2%）減少しています。

年齢3区別の人口推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は年度ごとの増減はあるものの、平成27年の3,588人からほぼ横ばいで推移しています。年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年から減少が続いています。

■年齢3区別人口の推移

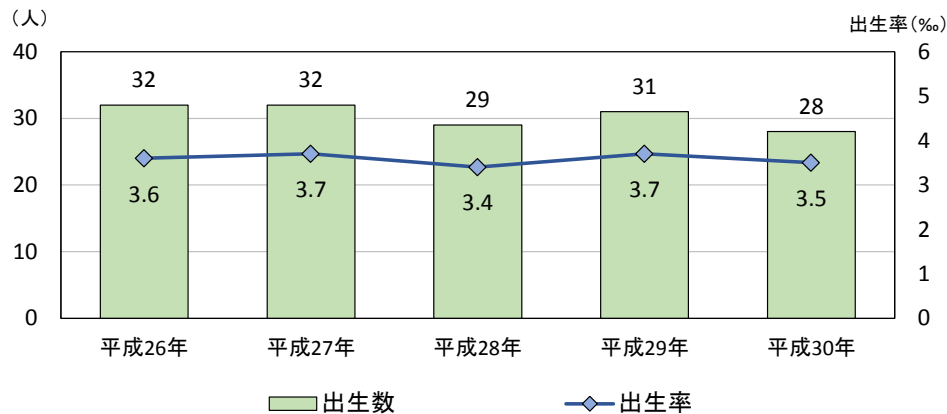


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生の状況

住民基本台帳で出生数の推移をみると、平成26年から平成30年にかけて増減がありますが、減少傾向となっています。出生率（人口千人あたりの出生数）は3.5‰（パーミル）前後で横ばいに推移しています。

■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

このような中、平成30年度からの10年間を計画期間とする第2次せたな町総合計画においては、本町における子育て支援の基本的な考え方を以下のとおり設定しています。

第2次せたな町総合計画における子育て支援の基本的な考え方

すべての子どもが自分の可能性を最大限に発揮して、健やかに、のびのびと育つことができるよう、子どもと子育てを地域ぐるみで応援します。

「子ども・子育て支援法」における基本理念と本町における子育て支援の考え方を踏まえ、本計画では基本理念を下記のとおり設定します。

基本理念

**子どもの健やかな成長を
地域ぐるみで応援する町“せたな”**



家庭、学校、地域、企業など、それぞれの責任と役割を相互に果たすことで、本町に暮らすすべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々が子育てに夢をもつことができる社会の実現を目指します。

2. 基本目標

基本理念の実現を目指して取り組む事業の推進にあたり、3つの基本目標を定めます。

基本目標1 子どもがのびのびと元気に育つ町

さまざまな学習や生活体験を通じて子どもが自らの心と体をのびのびと成長させ、どんなときにもたくましく希望をもって生き抜くよう、子どもの育ちを応援する町を目指します。

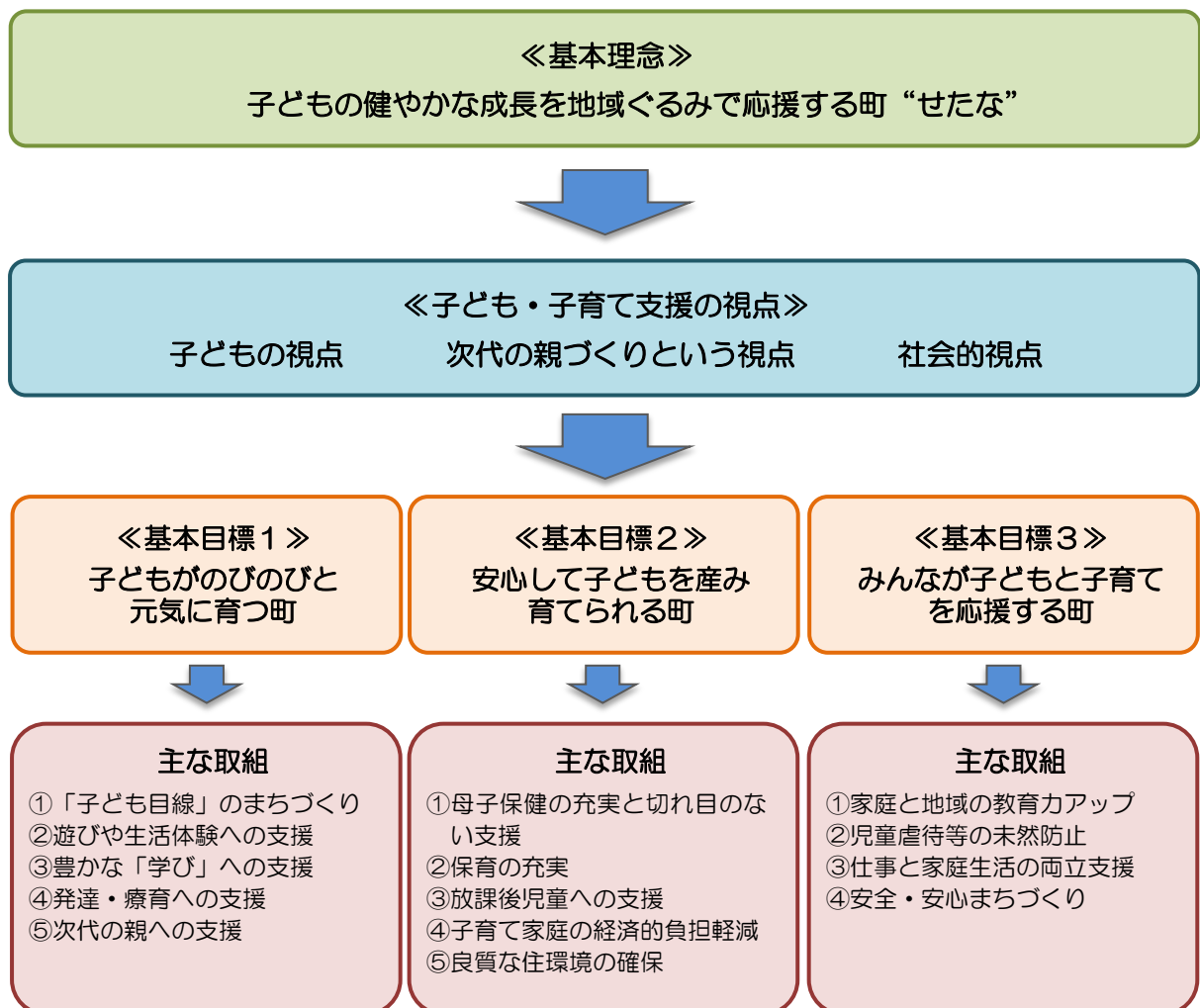
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる町

母子保健や保育サービス等の子育て支援策の充実と、子どもと子育て家庭の暮らしを支える体制が整った、子育て応援の町を目指します。

基本目標3 みんなが子どもと子育てを応援する町

これから子どもの親になる人も、今、子育て中の人も、すでに子育てを終わった人も、誰もがこぞって子どもを守り育てる、子どもと子育てを応援する町を目指します。

3. 計画の体系



第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育の量の見込みと確保方策

【せたな町全域】

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	17	17	17	19	16
1号認定		13	13	13	13	12
2号認定で教育の意向が強い		4	4	4	6	4
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足（②－①）		3	3	3	1	4

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	66	70	71	68	60
確保方策 ②		84	84	84	84	84
過不足（②－①）		18	14	13	16	24

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

①0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	14	13	11	11	10
確保方策 ②		15	15	15	15	15
過不足（②－①）		1	2	4	4	5

②1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	49	45	44	40	38
確保方策 ②		51	51	51	51	51
過不足（②－①）		2	6	7	11	13

《確保方策の考え方》

1号認定は認定こども園きたひやまの教育部分、2号認定及び3号認定は認定こども園の保育分、瀬棚保育所及び大成保育園での受け入れを確保方策とします。

今後は児童数が減少すると想定されるため、認定こども園及び保育所の現状の受け入れ体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業	事業概要	確保の方策
①利用者支援事業	子育て支援事業等の情報提供や、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業。	本町では利用者支援事業としては実施せず、役場窓口や3地区に設置している子育て支援センターにおいて子育てに関する相談・助言等に対応するほか、地域の子育て支援に取り組みます。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての相談・情報提供等を行う事業。	本町では、北檜山子育て支援センター、瀬棚子育て支援センター、大成子育て支援センターの3箇所を設置し、地域子育て支援拠点事業を実施しています。現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。
③妊婦健康診査事業	妊婦を対象に、健康診査に係る費用の一部を助成する事業。	現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	北檜山区、瀬棚区、大成区とも全戸訪問を実施しており、現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業。	現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが困難な児童について、児童養護施設等で一時的な保護を行う事業。	本町には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあります。量の見込みの推計では、計画期間内において子育て短期支援事業の利用はないと見込んでいますが、ニーズが生じた場合は、広域利用等を検討します。
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、援助を希望する者と援助を行う者との相互援助活動を行う事業。	本町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施の予定はありませんが、ニーズが生じた場合は、広域利用等を検討します。
⑧一時預かり事業	主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等において一時的に預かり保育を行う事業。	《一時預かり事業(幼稚園型)》 認定こども園きたひやまでの受け入れを確保方策とします。 《一時預かり事業(幼稚園型を除く)》 認定こども園きたひやま、瀬棚保育所及び大成保育園での受け入れを確保方策とします。
⑨延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日・利用時間以外の日及び時間において保育を実施する事業。	認定こども園きたひやまでの受け入れを確保方策とします。
⑩病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	疾病にかかっている場合や回復期にある児童を保育所、認定こども園、病院等で一時的に保育を行う事業。	病児保育事業は量の見込みがあり利用ニーズがある状況ですが、本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。
⑪放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	小学校児童を対象に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業。	北檜山区、瀬棚区、大成区にそれぞれ1クラブ設置されている放課後児童クラブを確保方策とします。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、日用品、文房具などの物品購入費用等を助成する事業。	現在実施している給食費(主食・副食ともに)無償化を継続します。
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育事業等への民間事業者の参入促進を図るための事業。	新規参入を希望する事業者がいた場合に相談、助言等を行います。

第5章 計画の推進

1. 推進体制

この計画では、主に就学前児童の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその時期を計画しました。

計画の推進にあたっては、教育・保育事業への町民のニーズに応じていくため、必要な事業の量の確保、多様化について質の向上に努めます。

また、関係課・局、関係機関・団体等、企業、地域、民間子ども・子育て支援事業者と連携しながら、地域社会全体の取組として総合的・効果的な取組を進めます。

2. 情報提供・相談対応体制の充実

子どもの教育・子育てに係る相談や情報提供等をワンストップで総合的に行うため、新たに設置される「子育て世代包括支援センター」と「地域子育て支援拠点事業」の連携体制を構築します。

また、保健・医療分野との連携を深め、若いうちからの健康意識のかん養と安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

さらに、町広報紙やホームページ等の広報媒体を活用し、次世代育成、子ども・子育て支援に係る情報提供と啓発、この計画の実施状況の周知等を行い、広く町民の理解と協力を得ながら取組を進めます。

3. 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、せたな町子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、せたな町子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。